最近の技術協力の動向と問題点

昭和44年3月

海外技術協力事業団

JICA
000
36
KA
LIBRARY

国際協力事業団	
受入月日 '84 5.22	000
	36
登録No. 06708	KA

目　　次

第 1 部

第1章　技術協力の意義 …… 1

第2章　わが国技術協力の規模 …… 3

第3章　わが国技術協力の最近の動向 …… 7

第4章　先進国の技術協力の中に占めるわが国の地位 …… 11

第5章　わが国技術協力の問題点 …… 18

第 2 部

昭和42年度の技術協力の概況 …… 35

JICA LIBRARY

1018972[8]

第　1　部

第1章　技術協力の意義

技術協力は先進国が有する技術，知識を開発途上国に供与して，その人的資源の開発，生産性の向上，研究・技術水準の発達を図ることを目的としており，人を通じた協力の形をとる場合が普通であるが，さらにその効果を高めるために，人による協力に附随して文献，機材を供与する場合が多い。

開発途上国の経済発展のために非常に不足している資本，人的資源および食糧のいずれに対しても，技術協力の果たす役割の重要性は最近ひろく認識されている。これまで，一般に開発途上国は，人口が過剰で資本が不足しているから，資本を外部から補つて，あり余る労働力を動員することによつて，これら諸国の経済は拡大発展への方向をたどることができると考えられた。

しかし過去10数年にわたる援助の経験は，この考え方が誤りであり，人的資源の開発こそが優先的に解決されるべき緊急の課題であることを教えた。すなわち，開発途上国には人口は多いが，経営管理能力や技術的能力を備えたいわゆる生産的人口資源が少ないことが，これらの国の発展を妨げる最大の要因であることが強く認識されるに至つたのである。

このため，最近米，英，西独等の先進国は経済協力の重点を技術協力の拡大強化に指向するようになり，第2回国連貿易開発会議においても，開発途上国の貿易拡大が有能な人材に大きく依存することが認められた。また，資本援助の効率性を高めるための技術協力の役割の主要性について，最近わが国でもその認識が高まつている。食糧不足の解決の鍵も，農業生産力の増大のための各種技術協力と，これに加うるに人口調整，家族計画のための技術援助にかかつていることは明らかであろう。

本年の開発援助委員会（ＤＡＣ）の議長報告でも，開発援助の戦略として

「増大する資金援助を一層改善された条件で行なうこと」とともに，「開発途上国の生活の質的改善のために近代科学，技術および経営力を応用するべく先進国の最良の人間を使うこと」をあげ，技術協力に優秀な人材を先進国が提供することを，援助条件の緩和と並べて重視していることは興味深い。また，昨年度のＤＡＣの援助レビュー会議でも「最近の二国間政府援助プログラムの最も注目すべき変化の一つは，援助供与国が技術援助を一層重視していることで，専門家供給その他の行政上の障害があるにもかかわらず，この傾向は高まつている」旨強調されている。

わが国の技術協力は，既に１０余年の実績を積み重ねてきており，政府および民間ベースの協力ともに漸次充実しているが，わが国の技術協力の規模，内容は未だ開発途上諸国の要請と期待に応えるには不十分であり，先進諸国の技術協力と比較して，経済協力の中に占める比重が小さいことは問題であり，今後の努力にまつところが大きい。

わが国としては，開発途上国の経済発展にとつて，さし当り最も重要な農業，中小工業等の分野において適応性の高い技術を提供することができるのであり，アジアの諸国は，特に日本の国づくり，人づくりに学びたい気持も強いのであるから，わが国の有する技術を，今後さらに積極的に提供し，これら諸国の経済，社会発展に役立てるよう措置を講ずべきである。

第２章　わが国技術協力の規模

1.　技術援助額

わが国の技術協力に対する諸外国の期待が，近年とみに高まつているが，それに伴ない技術協力の量的拡大を望む声が一段と高まり，昭和４２年に実施した「わが国政府ベース技術協力の効果測定」の結果においても，規模の拡大を要請する声は，きわめて多くの事例において指摘されている。たとえば，「日本の技術協力は，開発途上国の資源探査，各種産業技術の向上および社会経済の繁栄を促進し，中華民国の発展に対し有効な援助となり，莫大な貢献をしている。今後も一層の拡充強化を希望する。とくに，研修員受入れの面で，その量の大巾な増加を図ることが必要である」とする中華民国政府のコメントがある。また，ラオス政府は「当国の財政は慢性的に赤字状態にあり，大巾な外国援助に頼つている。日本も米，英，豪と並ぶ援助国であり，ラオス側の期待も大きく，今後とも出来るかぎりの技術援助をしてほしい」と希望している。さらには，「日本の技術協力に対する評価は誠に高いものがあり，いずれの機関ににおいても，今後これら技術協力の特に量的な増加を望んでいる」とのチリ政府の要望など，規模拡大を求める声は多くの国において圧倒的に強い。

それでは，わが国の技術援助額はどのくらいであろうか。昭和４２年度のわが国の二国間政府ベース技術協力額は支払いベースでようやく1,000万ドルを上廻り，1,100万ドルで，前年度にくらべて，３～４００万ドル増えて，伸び率は４５％の大巾増加を示し，約束額でも1,040万ドルから1,600万ドルへと大巾に伸びた。

しかしながら，わが国の技術協力の総額は米国の約５０分の１，フランスの約４０分の１に過ぎず，その他のＤＡＣ加盟先進国と比較しても，極めて

低い。すなわち，総額で米，仏，西独，英，ベルギー，カナダ，オランダ，スエーデンに次ぎ9位であつて，昨年に比べイタリー，オーストラリア，ポルトガルを抜いただけである。（図1，別表1）

次にＤＡＣ先進諸国の技術援助の伸びをみると，前年に対し平均8.9％伸びており，わが国の伸び率に比して低いが，絶対額の伸びを比較すると，わが国の伸び額は，フランスの約１０分の１である。すなわち伸び額ではフランスが3780万ドルで最大であり，次いで米国2900万ドル，西独2600万ドルがつづき，あの経済状態の悪かつた英国でさえ，わが国を上回る伸びを見せている。

特にわが国と国民総生産額が近い仏，西独の政府技術援助の伸び額だけで，日本の政府技術援助の全額の2倍から3倍に達していることは，わが国として十分反省を要することである。

第2回国連貿易開発会議でも，先進国の援助目標が国民所得の１％から国民総生産の１％へと高められ，先進国の援助負担は約２５％増大することになつたが，このような国際的圧力の中で，わが国の国民総生産は米・ソに次ぎ世界第3位を占めるに至り，これにともない，わが国の援助増大に対する国際的期待は高まる一方である。これに加えて，米国議会による対外援助削減，英国のポンド切下げ，スエズ以東からの撤収という事態の中で，特に，アジア諸国からの要求が一層強まつている。わが国としても，国際場裡で機会あるごとにアジア地域が，開発途上地域の中で最大の人口を有しているにもかかわらず，一人当りの国民所得および援助受入額が世界で最も低いとして，先進各国に対しアジアへの援助の増額を要望しているのであるから，日本じしんがアジアに対する援助を積極的に拡大すべき責任があり，わが国としても，アジア諸国が米国，西欧諸国から期待し難いような技術協力を日本

が行なうことができることを自覚し，特にアジアに対する技術援助の拡充を最大限に行なうべきである。

2. 経済協力の中に占める技術協力の比重

2年前の開発援助委員会（ＤＡＣ）の対日援助年次審査の際，ソーブ議長は，わが国の技術協力が経済協力の中で占める規模が小さいことにつき，次のような注意を喚起した。

「開発援助委員会は，日本の援助計画の中で，技術援助の占める割合が相対的に小さいことに対し，失望の念を禁じ得ない。とくに，日本は豊富な技術を蔵しており，技術援助のための恒久的な専門の機関（訳注：海外技術協力事業団のこと）を設立していることを考慮に入れると，失望は，さらに大きい。日本の，技術援助の拡充を阻害する要因については，十分認識されているが，他の援助国は，それらの同様な困難を克服している。この関連において，事務局は，政府当局が，もし，他の援助国がそれぞれの援助計画を強化するにあたつて採用した経験に関しての情報を得ることを望むならば，いつでも力を貸す用意がある。日本政府当局が技術援助に従事するスタッフの供給源を開拓し，技術援助計画の新しい側面を開発すること（たとえば，国内の支援機関を設置すること，工業部門の海外投資計画と関連せしめた研修計画を促進すること）が望まれる。開発援助委員会は，日本が，技術援助実績を，政府ベース援助の5パーセントという現行の目標以上に引き上げるよう努力することを希望する」

その後，わが国としては技術協力の規模の拡大を目指し，昭和42年3月閣議決定をみた経済社会発展計画においても，「技術協力が，わが国経済協力において立ちおくれているので，その規模を拡大し，同時に資本協力との関連を強め，経済協力の効率化を図り，また，派遣技術者の確保，技術協力

機関の拡充につとめる。とくに業種の面では開発途上諸国の食糧問題を考慮して，農業協力を重視する。」とうたい，技術協力について前向きの姿勢を示した。

しかしながら，その後も，わが国の技術協力が経済協力全体に占める比重の低さは変わらず，1966年に，わが国の二国間政府技術協力が経済協力全体に占める比重は1.14％であつたのが，1967年には1.28％とあまり変わらず，当面の目標とする5％に依然として近づいていない。DACの先進諸国のこの点に関する平均数値が66年11.3％，67年11.7％であることをみると，わが国のおくれは明らかである。（別表1）1967年の政府の二国間技術援助額の絶対額そのものはかなり増大しており，支払いベースの伸びは45％の高さに達したものの資本援助の伸びが同様に高く，技術協力のウエイトが経済協力の中で改善されるに至らなかつた。特に政府ベースの資金援助が大きく伸びたため，政府援助全体に占める割合は前年度の3.24％から3.2％に若干低下したことは遺憾である。（図2，別表1）

さらに，全DAC加盟先進諸国の二国間政府援助額全体に占める技術協力経費の割合は，前年の平均20.7％から，21.3％に増え，わが国に次いで比重の低いオーストラリアも6.4％であることを思うと，わが国が技術協力の比重を経済協力の中で高めることが焦眉の急を要することが理解されよう。

第3章　わが国技術協力の最近の動向

わが国の技術協力は毎年その規模，内容を拡充してきているが，最近の動向として重要なことは，才1にアジアの地域協力において技術協力の重要性が認識され，それに応じて，わが国の技術協力がアジアの地域協力を促進するうえで果たす役割が増大したことである。才2には，わが国の援助規模が拡大されるのに伴い医療に加えて農業，一次産品のプロジェクト・ベースの援助が着手され，プロジェクト援助の重要性が高まつていることである。

1. アジア地域協力

この1年来のアジアをめぐる国際情勢をかえりみると，そこでは地域協力への強い動きがしだいに定着しつつあり，アジア開発のための地域協力の促進は，各国の開発計画において重要な地位を占めるに至り，経済協力とともに技術協力の果たす役割が極めて大きいことが認識されつつある。アジア開発銀行，東南アジア開発閣僚会議，東南アジア農業開発会議のような経済技術協力を中心としたものはもちろんのこと，さらにアジア・太平洋地域閣僚会議（ＡＳＰＡＣ）のような，多分に政治的動機によつて触発された地域協力の動きさえも，経済あるいは技術協力が最も具体的な協力の成果としてうちだされている。このような胎動の中で，アジアの先進国として高度の技術水準を有する日本が，積極的にイニシアチイブを取つて技術協力を通じて地域協力を促進する分野が拡大しており，これは昭和４２年度の佐藤首相の東南アジア歴訪の際も，各国でアジア地域協力諸機構に対し，日本の緊密な協力を歓迎したことからもうかがわれる。

それでは昭和４２年度においては，どのような具体的な進展があつたであろうか。

まず，わが国がイニシアチブを取つて作るマルチラテラルな技術センターである東南アジア漁業開発センターは，昭和42年12月から昭和43年1月にかけて，わが国を含む6カ国の署名により発効し，3月には創立理事会が開かれ，タイの訓練部局，シンガポールの調査部局の設置，およびわが国から同センターへの船舶機材の調達および専門家の派遣も本決まりとなつた。

アジア開発銀行に対しても，わが国の技術協力を結びつける動きが積極化して，本年3月，わが国より同銀行に対し10万ドルの技術協力資金が贈与され，また，昭和43年度分の海外技術協力事業団への委託費予算にアジア開発銀行への専門家派遣経費が計上され，今後，同銀行の各種域内調査に対し，日本から技術協力専門家を派遣することができる措置がとられ，海外技術協力事業団が，その際積極的な役割を果すことが期待されている。

さらに，わが国が多くの調査団を派遣したエカフエのメコン開発およびアジア・ハイウエー計画も着実に進展を遂げ，ナムグム・ダムは工事着手準備に入り，プレクトノツト・ダムの建設の見通しもたち，タイとラオスをつなぐノンカイ・ヴイエンチャン橋梁建設の実施設計も進行した。

今後のわが国の協力が期待されているものとしては，例えば，ASPACの域内技術者登録制は，わが国関係機関の積極的協力にまつところが大きく，また，コロンボ・プランの年次協議委員会や理事会で，域内諸国の集団的自助努力による域内研修を促進するために，わが国が今後支援を行なうことが期待されている。

したがつて，今後の日本の技術協力はバイラテラルな協力を地域協力と結びつけて，多角的な協力を強化し，補うような効果ある技術協力を行なうことに一層の努力が傾けられるであろう。

2. プロジェクト・ベース協力

前年度医療プロジェクト協力に予算が初めてついたのにひきつづき，昭和42年度から農業および一次産品の分野でプロジェクト協力のための予算が認められ，わが国はこの分野の積極的開拓に昭和42年度からのり出した。農業プロジェクト協力とは，主として東南アジアの食糧不足の解決を目指し，水稲を中心とした試験研究から灌漑排水の土地基盤整備，改良農法による近代技術の指導から末端農業に対する営農技術の普及まで含めた，一貫した協力をモデル地域を選んで実施する拠点開発方式であり，そのための所要資金の斡旋も考慮する広汎な協力を目指している。一次産品の開発技術協力は，一次産品（特にとうもろこしを中心とした）の品種改良，品質の改善，生産性の向上，流通機構の整備等により，同産品が，品質コストの面で，わが国の需要に適合し輸入可能となるよう技術協力を行なうことで，アジア・アフリカの一次産品を対象とした調査事業に着手したが，将来，開発金融その他開発輸入事業と密接な関連をつける考えである。

このようなプロジェクト協力をまず農業中心に行なうことは，農業生産の増大が，開発途上諸国の増大する人口に対処して食糧不足の解消を図るのみならず，国民総生産の3分の1から半分を占める農業生産力の向上が，経済全体の発展の基礎的要因であるとの認識に立脚し，工業とのバランスを保った農業の発展が工業化の推進にも必要であるとの反省に根ざしており，アジア開発銀行に対しても，農業開発特別基金の設置を最優先に考えるわが国の経済協力の方向を示している。また，とうもろこし等の農産品を中心とする一次産品の開発輸入を促進するためのプロジェクト協力も，第2回国連貿易開発会議（UNCTAD）や本年のコロンボ・プラン協議委員会で言われている開発途上国の輸出振興が，その経済の自立と繁栄の鍵であるとの認識を背景としているのである。

特に，農業開発に対するわが国の技術協力はＤＡＣ加盟国からも非常に注目されており，１９６８年のＤＡＣ対日年次審査会議でもとりあげられ，各国は席上多大な関心を示した。わが国は，「この協力は受入国が計画する適地においてモデル的に実施しようとする農業開発プロジエクトを対象とし，受入国の開発計画を基にプロジエクトを選択するが，今後の方向として，この協力の中心をなす技術協力をできるだけ資金協力と関連をもたせるようにし，事業対象地域に対する事業計画および実施設計を完成した後，プロジエクト実施の所要資金については，今後アジア農業開発基金のような国際機関からの融資を期待している」と述べた。

わが国としては今後さらにプロジエクト協力の業種および規模を拡大してゆくことが予想され，そのために技術協力と資金協力との密接な結び付きの必要性が高まると予想される。

第４章　先進国の技術協力の中に占めるわが国の地位

1.　研修員，留学先受入

ＤＡＣ全体としての研修員・留学生受入れでは１億4730万ドル，80657名と，前年に比べて金額では1330万ドル，数で13551名増加している。

全体に占める各国のウエイトは図３及び別表２のとおりであるが，なかでも，西独，米国，フランス，英国の占める割合が圧倒的に大きく，日本はこれらの国はもちろん，カナダ，ベルギー，オーストラリヤにすらおよばない。そして，その動向は１，２の国を除いて，金額，人数とも増加の傾向にある。この中で注目されるのは，西独が前年に比し，人数で倍近い増加を見せたことで，これは，とくに開発途上国現地における研修員の訓練が著増したためである。その他，ベルギーも若干ではあるが，研修員の現地研修制度をとつている。また，米国の大きな特色は研修員・留学生の双方において２０％以上の第３国研修が行なわれていることであるが，このような例は１５％の第３国研修を実施している西独にも見られ，また，スエーデンが留学生，オーストラリアが研修員の第３国研修を行なつている。

わが国の研修員等の受入れは，ベルギーと同様に，経費が増加したにもかかわらず，人数が減少したが，これは受入事業の質的向上を示すものといえよう。

2.　専門家派遣

次に専門家等の派遣についてみよう。全体では，６億3630万ドル，111103名で，経費面で2830万ドル，人数でも，7459名と，それぞれ増加している。これを国別でみると図３及び別表２のとおりであり，各国とも全体的に増加の傾向にある。なかでも，フランス，米国，英国，西独の増加

が著じるしく，その全体に占めるウエイトも大きい。その他，ベルギー，カナダ等も2000名以上の派遣を行なつており，わが国を大きく引き離しているが，わが国も前年の768名を大いに上回つて，1247名と飛躍的に増加し，はじめて1000名台にのせた。

3. 機材供与

最後に，機材供与についてみると（図3，別表2），米国1億200万ドル（前年比500万ドル増），西独3160万ドル（前年比780万ドル増），英国350万ドル（前年比10万ドル減），オーストラリア200万ドル（前年比60万ドル増），日160万ドル（前年比110万ドル増）等がおもな国々であるが，このうち，米国，西独，オーストラリアが，それぞれ国の全援助のうちの20％前後を占めて，もつとも重視している。日本の機材供与額も15％に迫つており，援助の中では決して軽視されていないといえるが，絶対額はきわめて少ないことはいかんともし難く，今後の拡大が要請されている。

4. 主要国のパターンの対比（別表2）

次に，主要国の二国間援助の型を比較しながら眺めてみる。

(イ) 米国は研修員・留学生の受入れ3700万ドル（19242名），専門家等の派遣3億1100万ドル（29,941名），機材供与1億200万ドルと大規模な中にも，専門家等の派遣に重点をおいた協力形態をもつといえる。さらに，その専門家等の派遣ではヴォランテイアが62％を占めており，研修員・留学生の受入では，留学生が60％を占め研修員より多い。また，協力対象地域はほとんど全開発途上地域にわたつている。

(ロ) 英国は研修員・留学生の受入れ1740万ドル（9438名），専門家等の派遣5840万ドル（18,854名），機材供与350万ドルで，専門家等の派

遣が圧倒的に多く，機材供与が非常に少ない。専門家等の派遣では，専門家が９０％以上を占めヴォランテイアーは少なく，１０％程度である。

研修員と留学生の比率では，米国と同様，留学生が６０％の割合で多い。

(ハ) 西独は研修員・留学生の受入れ4260万ドル（23632名），専門家等の派遣3790万ドル（5622名），機材供与3160万ドルで，機材供与の絶対額およびその援助額全体に占める割合がきわめて高い。協力対象地域は，民間投資が中南米に集中しているのとは逆に，アジア・アフリカに重点をおいている。

主要先進国のうちで，西独は研修員・留学生の受入が専門家等の派遣を上回る特異な例であるが，それは，さきにのべたように，研修員の現地研修が相当な比重を占めているからであり，その結果研修員が留学生の４倍にも達している。

専門家等の派遣では，専門家が６２％の割合で，ヴォランテイアーを上回つている。

(ニ) ベルギーは研修員・留学生の受入５２０万ドル（2858名），専門家等の派遣3300万ドル（3623名）で，この二つが中心をなしている。専門家等の派遣が金額の上で圧倒的に多いが，そのわりには数のうえで研修員等とさほど開きがない。

専門家等の内訳は，専門家が９０％で，ヴォランテイアーが１０％である。研修員・留学生の内訳は，研修員が約３３％，留学生が６７％の割合である。

(ホ) カナダは研修員・留学生の受入れ８４０万ドル（3385名），専門家等の派遣1430万ドル（2393名）がおもなものであり，その間にほぼバランスがとれている。

研修員・留学生の内容は，留学生と研修員が相半ばしており，また，専門家等の派遣でも，専門家とヴォランテイアーがほぼ半々である。

(ヘ) スウエーデンは研修員等の受入れ２５０万ドル（７６３名），専門家等の派遣５１０万ドル（４０２名），機材供与１２０万ドルである。

オランダと同様に，専門家の派遣が経費は多いが，数の面では研修員等の受入れに比して少ない。

専門家等の内訳は，専門家が７０％を占めてヴオランテイアーを上回る。

研修員等では，留学生が７０％の割合で研修員より多い。

(ト) オランダは研修員等の受入れ２３０万ドル（1170 名），専門家等の派遣６５０万ドル（７３２名），その他９６０万ドルである。これからも明らかなように，オランダにおいては専門家の派遣が大きな部分を占める。しかし，それにもまして特異なのは，「その他」に属するものが５０％を占めていることである。このような例は他にオーストリア・デンマーク等に見られる。

専門家等の派遣では，専門家が７０％を占め，ヴオランテイアーが３０％の割合である。研修員等では，留学生が８０％を，研修員が２０％を占める。

(チ) 日本は研修員・留学生４２０万ドル（1701 名），専門家等の派遣520万ドル（1247 名），機材供与１６０万ドルであり，だいたいバランスはとれているが，全体の額がきわめて少ない。

専門家等の派遣についていえば，専門家がヴオランテイアーの３倍近くを占めている。

研修員・留学生の受入れでも，研修員が留学生の約２倍に達している。対象地域については，1968 年のＤＡＣの会議でも表明したように，わが国がアジアの先進国であり，特に東南アジアとは地理的歴史的に深い関係にあること，また，わが国に対するこれら諸国の期待が大きいこと，他方，東南アジア諸国の現実の援助受け取り量が他の，地域に比べ相対的に低いこと等の理由から，東南アジア重点主義を基本的政策にしている。

5. 協 力 分 野

次に，これら全ＤＡＣ加盟先進諸国の受け入れた研修員・留学生の研修業種，専門家等の派遣分野をみると，まず研修員・留学生のうち，約６０％を占める研修員の受入れでは，鉱工業．農業の１５％．一般行政，運輸通信，教育のそれぞれ１１％，保健衛生関係の７％がおもなところである。また，留学生では，工学１８％，教育１３％，医学，農業のそれぞれ１２％，自然科学の１０％に重点がある。次に専門家等の派遣をみると，全体の８０％を占める専門家では，教育専門家が圧倒的に多く５５％を占め，その他，実務要員とアドバイザーとがそれぞれ２５％と２０％を占める。教育専門家では，教師とくに初等教育教師の６５％が圧倒的に多く，教育行政官等は少ない。実務要員では運輸通信２４％，行政１７％，農業１７％，保健衛生１３％の分野に集中しており，またアドバイザーでは，農業２０％，一般行政１２％，鉱工業７％が主要な分野である。さらに．ヴォランテイアーでは教師が全体の４０％を占め，そのなかでも初等教育教師が８０％を上廻る。教師以外では，社会福祉の４０％，保健衛生２５％，農業１５％，に集中している。

これに対し，わが国は，専門家の内訳でアドバイザー９４％が圧倒的に多く，教育専門家は，前年に比し著増しているが，全体として非常に少なく，実務要員にいたつては，他の先進国が旧宗主国の立場から開発途上国にもつような紐帯がなく，かつ，わが国独自の言語上の問題からも皆無である。アドバイザーの内容は，農業２６％，経済計画２５％，工業２２％，運輸通信１１％．医療１１％が多い。ヴォランテイアーでも，教師５％が少なく．農業４０％と運輸通信１８％および工業関係１１％が多数を占める。

研修員では，農業２５％，運輸通信２３％，工鉱業２１％に集中し，一方，留学生では，技術分野が全体の４０％を占めて最も多く，次いで，自然科学１６％，農業１５％，医学１１％の順となる。

最近のＤＡＣ諸国による援助全般について，最も著しい特徴的趨勢としてみられることは，開発途上国の農業開発あるいは教育，家族計画，医療等の社会開発への協力に，その援助政策の重点が移つてきていることで，これは，以上述べたＤＡＣ諸国における技術協力の業種分野にもよく現われている。こうしたなかでわが国の協力は漁業を含む農業の比重が最も高いことに大きな特色がある。

さらに，アジアでは食糧問題との関連で，人口問題が大きくとりあげられ，家族計画に対する援助が先進国の間で重視されてきたが，このような家族計画援助の拡大に対しても，わが国は積極的にとり組んでおり，開発途上国を対象とした家族計画セミナー等も開設している。

一方，先進国の例をとるまでもなく，経済開発等の基礎としての教育の向上と普及に寄与する援助は，今後の先進国の対開発途上国援助の大きな柱となりつつあるが，これに対して，わが国はＤＡＣの行なつている教育援助に関するアジアの部分に対する協力を表明し，実際面においても，この２，３年来，理科教育に加えて，産業教育専門家の派遣を企てており，漸次成果をあげている。しかし，他の先進国にくらべて，その規模は非常に小さく，今後大いに拡大しなければならない分野となつている。

註１

Ｉ）　教育専門家：教育関係に従事する専門家をいい，教師，教育行政官，顧問等を含む。

Ⅱ）　アドバイザー：開発途上国の各機関にあつて助言者および顧問的な役割を果す。

Ⅲ）　実務要員：開発途上国の各機関に入つて，そこの職員の一員として働き，マンパワー補充の役割を果す。

註2

１９６７年ＤＡＣ加盟先進国の国別実績に関し，本項記載の金額，人数等は各国との対比の便宜上ＤＡＣ方式にそつて分類計上したものである。したがつて，以下各編に記載されてある事業団方式による数字とは食違うところである。

註3

ＤＡＣ関係数字はＤＡＣ１９６８援助年次調査統計表（1968.10.30.現在）による。

第5章　わが国の技術協力の問題点

わが国の技術協力はすべて贈与であり，かつ第三国研修および第三国専門家に対する支出はいつさい行なわない完全なタイド・グランドである。また，経済援助の一つとしては，賠償に次ぐ長い歴史を有し，アジア開発の熱情から生まれた所産であり，すでに十数年の歴史を有する事業である。

昭和42年度は，技術協力の歴史においてはじめて，外務省と海外技術協力事業団の手により，わが国技術協力の総合的効果測定が行なわれ，その結果がとりまとめられた。これにより，技術協力が質的・量的に改善すべき点は多いにもかかわらず，概して受入国で高い評価を与えられ，特に専門家の技術レベルが高いと認識されていることが明らかになり，関係者は心強く感じた。

技術協力が役務および機材の贈与の性格を有し，採算について融資のような基準がないため，ともすると資源のむだ使いとなる恐れがある反面，真に有意義なプロジエクトに対して有効な協力をすれば，その結果は末ながく残り，受入国の基礎的発展に寄与するところが大きく，したがつて，技術協力についてはたえ間ないエヴアリユエーションが必要である。今後わが国として効果測定を組織化する第一歩を踏み出したことは，きわめて意義深いものがある。

現在のわが国の技術協力を推進するうえで，当面の問題点はいかなるものがあろうか。

1.　規模の拡大

昭和42年度のわが国の二国間政府ベース技術協力額は，さきに記したように1100万ドルで，前年度に比べて340万ドルの増加を示し，約束額でも1040万ドルから1600万ドルへと大巾に伸びた。しかし，全体として資金

援助がいちじるしく増加したため，政府援助全体に対する割合は，ほぼ昨年なみにとどまつた。

最近よく援助額の公平負担を論ずる一方法として国民１人当りの負担額の軽重をとりあげるが，これも１人当りの国民所得に占める援助額の比率に限つていえば（別表３）のように，４１年度において，経済援助では，すでに欧米先進国に比べてさほど遜色がない反面，技術協力の分野では，いまだ比較にならないことがわかる。これらを反映して，本年のＤＡＣの対日年次審査でも，わが国の今後の課題を，援助条件の緩和と技術協力の強化に置いている。

わが国の経済成長率が依然として高い水準を保つていることを考慮に入れると，わが国の技術協力費を国際的水準にまで引き上げるには，よほどの努力を払わざるをえまい。

このように，規模を拡大するうえで障害となつているものは何であろうか。第１には，わが国の技術協力予算が各省（特に外務省）予算の一般的伸び率の枠内で抑えられるため，財政硬直化等を理由に予算および定員の飛躍的増大ができないことにある。第２には，わが国の技術協力予算の必要性に対して朝野の認識および世論の支持が不十分であることである。そのため，各種の改善措置をすすめるうえで国内の諸組織の支持が不足しており，今後，国内の啓発を積極化しなければならない。第３には，技術協力の予算規模の増大に並行して，大規模な事業を実施するための組織体制の整備がおくれていることである。

わが国の援助機関の一元化の必要性は，ＤＡＣのマーチン議長からも指摘されたところであるが，その他研修員受入れ，専門家派遣業務を円滑に実施するための国内の体制が十分整備されているとはいえない。

2. 技術協力の多角化と総合化

わが国の技術協力は，過去において，各国からの個々の要請に対し，ケース・バイ・ケースに応じている傾向が強く，技術協力の方式を多角化し新しい方式を生み出すことや，各方式を有機的に組み合わせること，さらにアフターケアにも十分努力することなどの配慮に欠けていた。この傾向は最近是正され，教育協力，プロジエクト協力も増加しつつあり，現地に設立された技術協力センターよりのカウンター・パート要員の受入れ，帰国研修員に対するアフター・ケアーの一環としての機材供与，派遣専門家のグループ化とそのグループへの機材供与，コロンボ・プラン専門家と日本青年海外協力隊との相互提携，フイージビリティー調査にとどまらず場合によつては無償で行なう実施設計までの協力，さらに医療，農業，一次産品に関するプロジエクト援助等，技術協力の多角化，総合化等に改善がみられる。しかし，帰国研修員に対するアフター・ケアのための機材供与は，きわめてわずかのケースにとどまり，専門家グループに対する機材供与も不十分であり，技術協力の基礎的段階である学校に対する教育協力はいまだに欧米諸国の独壇場である。また，相手国の経済開発，技術開発の政策に対して，直接助言ないし指示しうるような高級ポリシー・アドバイザーの派遣もほとんど行なわれず，欧米諸国のみならず共産圏諸国よりも出おくれている。わが国としては，教育援助，技術訓練，機材供与，経済技術政策のアドバイスから，さらに調査，設計したプロジエクトについて，資金協力との結びつきを図るなどして，技術協力の分野をひろげ，総合的な効果を高めるべきである。

3. 実施体制の拡充強化

(イ) 国 内 研 修

わが国の研修は集団コースを中心とし，手数および経費のかかる個別研修

の割合が少ないことが特色である。

集団研修では，研修員の派遣国の発展段階の相違が考慮されず，同じ要請をもつた同一レベルの研修員を各国から集める方式をとつてはいるが，先発低開発国の研修員と，きわめて発展のおくれた後発低開発国の研修員とが，同一レベルの訓練を受けることは問題もあり，わが国としては相手国の発展段階，研修員のレベルに応じたきめの細かい個別研修を行なうことが望ましい。したがつて，現在の集団研修参加者（および国）を再検討するとともに，集団研修員数と個別研修員数の割合も十分考慮することが必要である。しかしそのためには研修機関を一層開拓し，研修指導者や研修監理員の数を増やすことが大切であるが，国内の研修機関は，いずれも日本人の訓練を目的として組織され，指導員も，海外研修員の指導を専門としている人たちではなく，研修員の技術能力等の背景，現地の実情に必ずしも明るくない。したがつて，今後外国研修員のための専門施設が必要であるが，海外技術協力事業団の専属の研修施設も，農業および漁業コースがあるのみで，その拡充も予算面から制約されている。今後，農水産業についで需要の多い中小企業について，派遣専門家を養成し，受入研修員の基礎的訓練を行なう総合的な研修施設を設置する必要があろう。他方，公私の訓練機関における研修が効果的に行なわれるよう，各般の支援措置を講じてゆくことも必要である。

このように，わが国内の研修施設が不足していることは問題が大きく，今後は，政府機関はもとより地方公共団体，国公私立大学，民間企業等にも一層積極的に働きかける必要がある。

(ロ) 専門家の選定および待遇の問題

わが国の技術者・専門家に対する海外の需要は高まる一方であり，わが国としては，官庁，政府機関を中心に優秀な技術者を派遣する努力をかさね，

かつまた，地方公共団体，民間機関の協力も漸次増大している。また専門家の登録制度も拡充しつつある。しかしながら，わが国から派遣される専門家の数を大巾に増やすことは困難が多い。そのおもな理由は，才1が海外へ長期で派遣される場合，所属元を休職または退職せざるを得ないため，帰国後不利な立場に立つこと，才2には，語学に自信のある専門家が多くないこと，才3には，専門家に対する派遣中の待遇が不十分であることである。才1の点については，国家公務員の場合は現職出張を行なうことが望ましく，かつ，海外協力専門官の数を飛躍的に増大すべきである。その他，休職の場合も，ポストや昇進等でできる限り不利のないよう，政府機関，地方公共団体，その他の関係方面の了解を得る必要がある。また，昭和43年度には，予算上，帰国後失業した専門家への失業手当支給が認められ，かつ，帰国専門家を海外技術協力事業団にプールして海外に派遣するプール定員が認められたことは，今後，専門家の帰国後の身分安定を図る措置として注目されると同時に，今後は，さらにこの数を増加していく必要がある。才2の語学上の難点は，英語においてもみられるほか，フランス語，スペイン語においては一層痛感され，アフリカ，中南米への技術協力の障害となるが，これは，派遣前の語学訓練の強化をきわめて重視することはもちろん，専門家獲得の範囲をひろく民間企業まで伸ばして，適当な人材を確保するよう努力すべきである。才3の派遣中の待遇改善については，ちかく，災害保障について公務外の災害（家族を含む）も対象とした広汎な保障措置がとられる筈であり，現地業務費，専門家の一時帰国制度も一歩ずつ改善の方向に向かいつつあるが，なるべく速やかに，在勤俸を含めた専門家の待遇を，国際機関で採用される専門家に比して，あまり不利でないように持つてゆくことが望ましい。また，民間企業からも技術者を出し易いような工夫をこらさなければならない。

(ハ) 開 発 調 査

わが国が行なう投資前基礎調査，フィージビリティー調査については，予算上の制約が大きいうえに，わが国にプロジエクト・エコノミストで経験豊かな人が少なく，コンサルタント業界の育成もまだ不足であるため，開発調査プロジエクトの選定，調査のすすめ方，調査団の規模，報告の内容等につき問題が多い。

改善策の才1としては，本格調査に入るまえに，要請の背景，先方の開発計画，プロジエクトの緊急度等につき，事前調査を十分行ない，また，適切なプロジエクトを発見するためのプロジエクト・ファインディング・チームの派遣等を考慮すべきである。才2には，調査をよりきめ細かく行ない，資金協力につながるようなフィージビリティー調査を充実させるため，調査の大規模化および長期化，調査団の中に，プロジエクトの経済性を的確に評価するためのプロジエクト・エコノミストを参画させる等の対策を促進しなければならない。才3には，調査後のフォローアップを積極的に行ない，調査団員を現地連絡員として残すとか，再派遣して先方と報告書の調整を図るとかの方法を考究すべきである。才4には，資金協力との緊密化を図り，調査プロジエクトの実現に結びつくように，調査と並行して資金の探求に配慮を払うべきである。

4. 被援助国の自助努力への要望

経済社会発展のために不可欠なことは，何よりも当該開発途上国が開発のための自助努力を行なうことであり，これなくしては，援助国がいくら協力を行なつても効果は長続きしない。技術協力は人を通して経験，知識，技能を伝えることが根本であるから，伝える対象となる相手の人および組織が，これに見合う努力を積まなければ徒労に終る。本年3月，インドで開催された才2回国連貿易開発会議（ＵＮＣＴＡＤ）においても，開発途上国の経済

開発の責任が，一義的に開発途上国じしんにあることを認め，今後これら諸国の経済開発促進には，国内資源の動員についての一層の努力と改善が不可欠であることを，参加国の同意をえて決議しており，開発途上国自身による人的資源を含む国内資源のより効果的な利用とそのための自助努力の必要性が強調された。また，本年のＤＡＣの会議でも，わが国は，

① 援助の効果的利用に必要な措置を開発途上国がとること

② 農業の重視

③ 防衛支出の削減

④ 開発途上国の社会的制度的改革

の４点を強く開発途上国に要望した。

いいかえれば，これは開発途上国に対してグッド・パフォーマンスを求めることであり，特に，わが国は先進国の共同歩調によつてこれを進めることを主張したが，これに関してはＤＡＣ諸国もきわめて注目している。

今後のわが国は，財政硬直化のような悪条件の下で，援助量を拡大しなければならず，国民の納得と支援を得ることが重要な問題となり，わが国としても，被援助国に対して積極的に政策上の提言もして，わが国の技術協力の効率的実施を確保するよう努めたい。そのためには，わが国は今後とも援助要請国の国情，要請の背景，産業発展段階等につき，きめの細かい事前調査を行ない，その国が，援助効果の阻害要因について適切な措置をとり，わが国の援助を受け入れる環境諸条件の改善と整備を行なうことを望みたい。

別表1　ＤＡＣ加盟諸国の技術援助額（1968年DAC資料）

援助額 年度 / 国名	援助総額（100万ドル）A		国民所得対比（%）		政府二国援助額（100万ドル）B		政府二国間技術援助額（100万ドル）C		政府技術援助費の国民所得対比（%）		総額対比（%）C／A		二国間政府援助対比（%）C／B	
	66	67	66	67	66	67	66	67	66	67	66	67	66	67
オーストラリア	139.2	182.1	0.72	0.86	114.8	146.2	7.6	9.3	0.04	0.04	5.5	5.1	6.6	6.4
オーストリア	49.3	47.8	0.65	0.60	30.3	31.5	2.8	3.2	0.04	0.04	5.7	6.7	9.2	10.2
ベルギー	178.0	153.4	1.24	1.00	67.3	74.5	37.9	40.4	0.26	0.25	21.3	26.3	56.3	54.2
カナダ	266.7	253.9	0.67	0.59	180.5	166.9	19.2	22.7	0.05	0.05	7.2	8.9	10.6	13.6
デンマーク	24.1	24.8	0.28	0.27	10.5	12.5	4.3	6.3	0.04	0.07	17.8	25.4	41.0	50.4
フランス	1,319.7	1,343.9	1.72	1.64	716.2	772.3	381.5	399.6	0.58	0.49	27.4	29.7	50.6	51.7
西ドイツ	737.5	1,140.4	0.81	1.26	453.7	480.4	105.7	126.1	0.13	0.14	14.3	11.1	23.3	26.2
イタリー	631.6	284.9	1.29	0.53	31.0	169.2	10.9	10.2	0.02	0.02	1.7	3.6	35.2	6.0
日本	669.3	855.3	0.86	0.95	234.9	345.9	7.6	11.0	0.01	0.01	1.1	1.3	3.2	3.2
オランダ	254.1	229.0	1.50	1.24	51.5	75.5	14.8	18.4	0.16	0.10	6.0	8.1	29.5	24.4
ノルウエー	17.1	30.2	0.29	0.48	5.2	4.1	2.0	2.3	0.03	0.04	11.7	7.6	38.5	56.1
ポルトガル	39.7	78.4	1.13	1.16	22.4	46.4	7.5	8.0	0.22	—	19.1	10.2	33.9	17.2
スウエーデン	108.0	120.7	0.64	0.70	23.7	26.1	11.4	12.4	0.11	0.05	10.6	10.3	48.5	47.5
スイス	109.6	121.5	—	—	10.7	6.9	1.3	1.5	—	—	1.2	1.2	12.1	21.7
イギリス	944.5	875.0	1.14	1.01	469.5	444.8	85.2	91.8	0.11	0.11	9.0	10.5	20.3	20.8
アメリカ	4,983.0	5,567.0	0.80	0.85	3,548.0	3,413.0	534.0	559.0	0.10	0.09	10.7	10.0	15.1	16.4
合計	10,471.4	11,306.3	—	—	5,966.1	6,212.8	1,233.8	1,322.2	—	—	11.8	11.7	20.7	21.3

別表2.　ＤＡＣ加盟国種目別技術援助額（1968 年DAC資料）

区分 / 年度 / 援助額 / 国名	研修員等受入れ				専門家		等派遣		機材供与		その他	
	66		67		66		67		66	67	66	67
	金額 100万ドル	人数	金額 100万ドル	人数	金額 100万ドル	人数	金額 (100万ドル)	人数 (人)	金額 (100万ドル)	金額 (100万ドル)	金額 (100万ドル)	金額 (100万ドル)
オーストラリア	5.0	2.519	5.1	2.556	1.2	837	2.2	990	1.4	2.0	—	—
オーストリア	0.5	189	0.3	469	0.2	45	0.6	761	0.1	—	2.0	2.3
ベルギー	4.9	3,164	5.2	2.858	30.8	3.532	33.0	3.623	0.3	—	1.9	2.2
カナダ	7.4	2.904	8.4	3,385	11.1	1.714	14.3	2,393	..	..	0.7	—
デンマーク	0.6	440	0.9	475	1.0	324	1.6	463	..	..	2.7	3.8
フランス	17.8	12.906	-	-	153.0	44.916	—	—	7.2	—	184.2	—
西ドイツ	37.0	13.143	42.6	23,632	32.4	3.680	37.9	5.622	23.8	31.6	12.5	14.0
イタリー	4.5	1,129	2.8	1.360	5.4	1,308	4.9	1.323	0.2	0.5	0.8	2.0
日本	3.4	1,856	4.2	1.701	3.4	768	5.2	1.247	0.5	1.6	0.3	—
オランダ	1.8	1.015	2.3	1.170	5.3	637	6.5	732	..	..	8.1	9.6
ノルウエー	0.2	187	0.2	184	1.7	253	2.0	298	0.1	0.1	—	—
ポルトガル	..	..	..	..	...	-	..	..	..	..	7.6	8.0
スウエーデン	2.1	652	2.5	763	4.5	312	5.1	402	1.9	1.2	3.0	3.6
スイス	0.7	535	0.7	518	0.5	117	0.6	138	0.1	—	0.1	0.2
イギリス	13.1	9.021	17.4	9.438	56.5	17.424	58.4	18.854	3.6	3.5	12.0	12.7
アメリア	35.0	17.446	37.0	19,242	301.0	27.777	311.0	29.941	97.0	102.0	102.0	114.0
合計	134.0	67.106	147.3	※ 80.657	608.0	103.644	636.3	※ 111.103	136.1	149.7	337.9	394.0

注1）研修員等受入には留学生を含む。

2）専門家等派遣にはヴオランテイアーを含む。

※）フランスの推定分を含む。

別表3.　ＤＡＣ加盟諸国の１人当りの国民所得に占める援助額

	'66年度１人当りの国民所得 ($)	'66年度１人当りの援助負担額と１人当りの国民所得に占める割合 ($) (%)	'66年度１人当りの政府援助負担額と１人当りの国民所得に占める割合 ($) (%)	'66年度１人当りの二国間政府援助の負担額と１人当りの国民所得に占める割合 ($) (%)	'66年度１人当りの二国間政府技術援助の負担額と１人当りの国民所得に占める割合 ($) (%)
オーストラリア	1,757	11.8(0.66)	11.1(0.63)	9.9(0.56)	0.7(0.04)
オーストリア	1,034	6.8(0.65)	5.0(0.48)	4.2(0.40)	0.4(0.04)
ベルギー	1,503	18.7(1.24)	11.1(0.74)	7.1(0.47)	4.0(0.27)
カナダ	1,979	13.4(0.68)	10.6(0.54)	9.1(0.46)	1.0(0.05)
デンマーク	1,793	5.0(0.28)	5.4(0.30)	2.2(0.12)	0.9(0.05)
フランス	1,542	26.7(1.73)	15.1(0.97)	14.5(0.94)	7.3(0.48)
西ドイツ	1,574	12.4(1.07)	8.2(0.52)	7.6(0.48)	1.8(0.11)
イタリー	944	12.2(1.29)	2.4(0.25)	0.6(0.06)	0.2(0.02)
日本	791	5.9(0.75)	2.9(0.37)	2.4(0.30)	0.1(0.01)
オランダ	1,362	20.4(1.50)	7.5(0.55)	4.1(0.30)	1.2(0.07)
ノルウエー	1,556	4.6(0.29)	3.5(0.22)	1.4(0.09)	0.5(0.08)
ポルトガル	378	4.3(1.14)	2.6(0.07)	2.4(0.64)	0.8(0.22)
スウエーデン	2,392	13.8(0.58)	7.3(0.31)	3.0(0.13)	1.5(0.06)
イギリス	1,515	18.7(1.23)	9.6(0.63)	8.5(0.56)	1.6(0.10)
アメリカ	3,154	25.3(0.80)	18.6(0.59)	18.0(0.57)	2.7(0.09)

図１　ＤＡＣ加盟国の政府二国間技術援助額の割合

（１９６８年：ＤＡＣ資料）

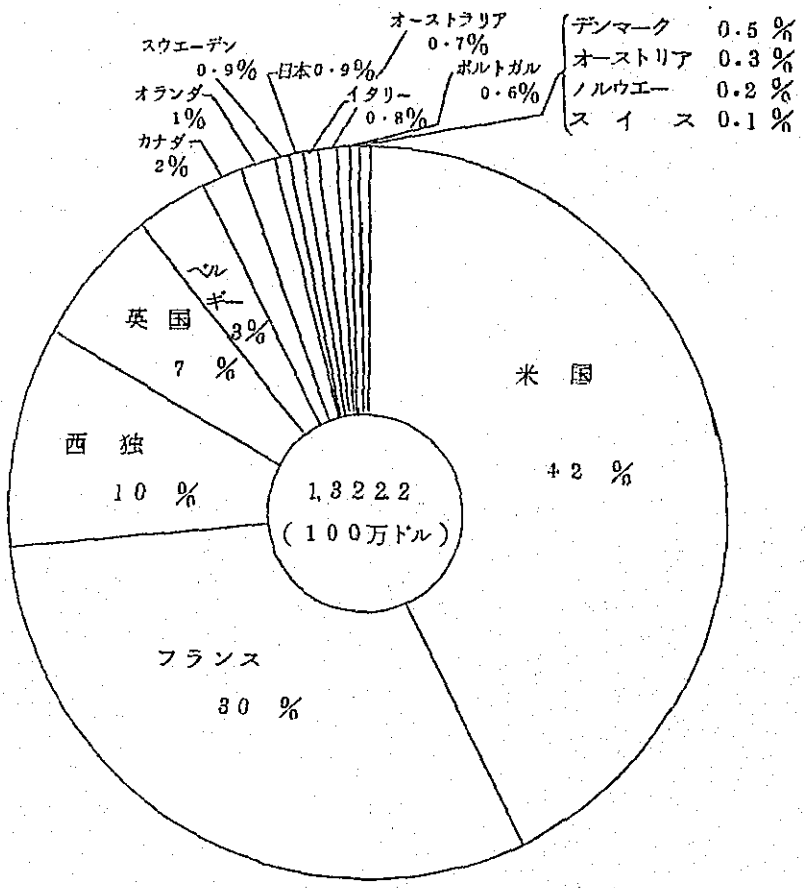

図2　ＤＡＣ加盟国の二国間政府援助額
に占める技術援助額の比率（１９６８年ＤＡＣ資料）

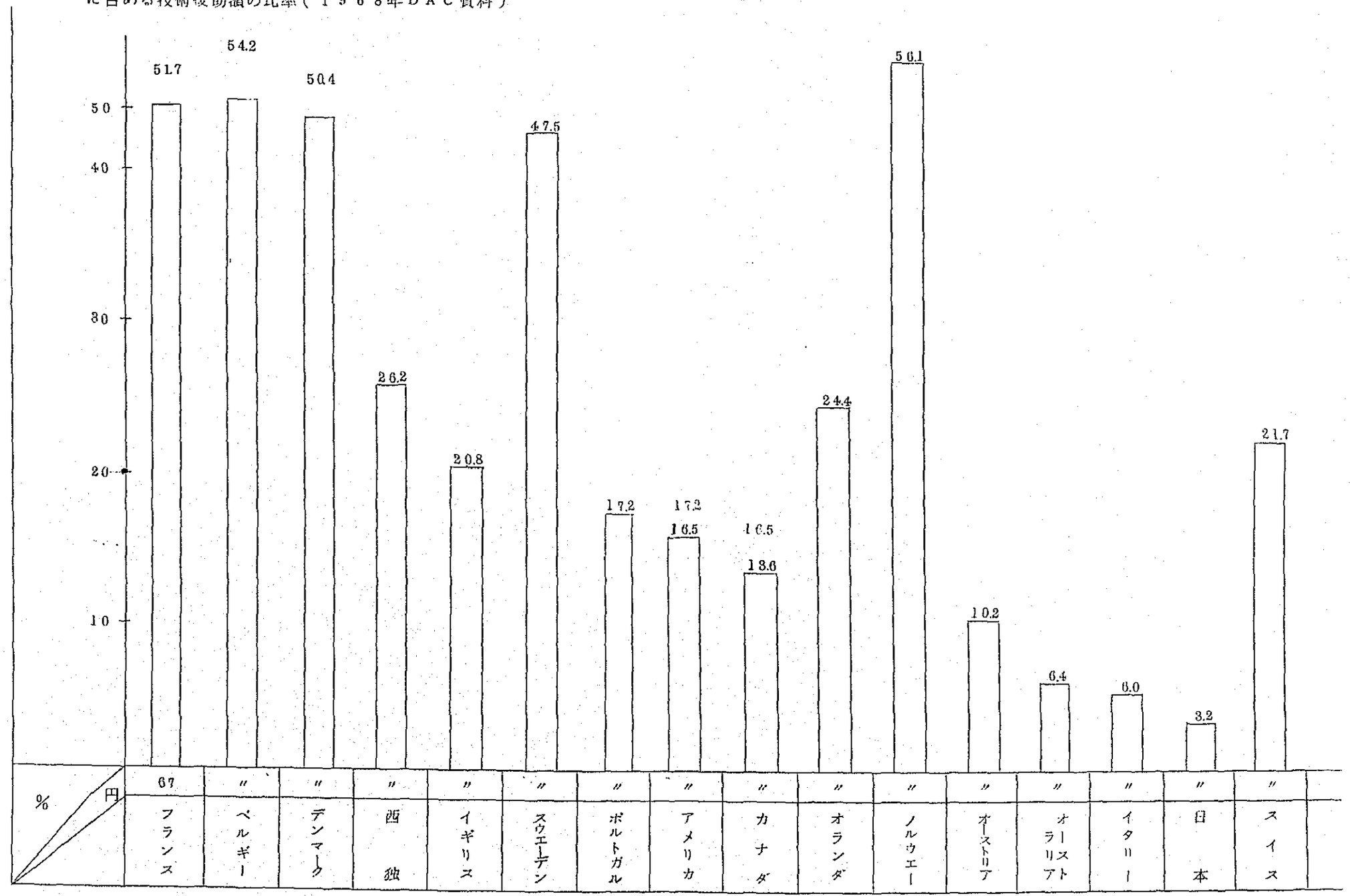

図 3　主要先進国の技術援助実績の比較

（1 9 6 8 年：D A C 資料）

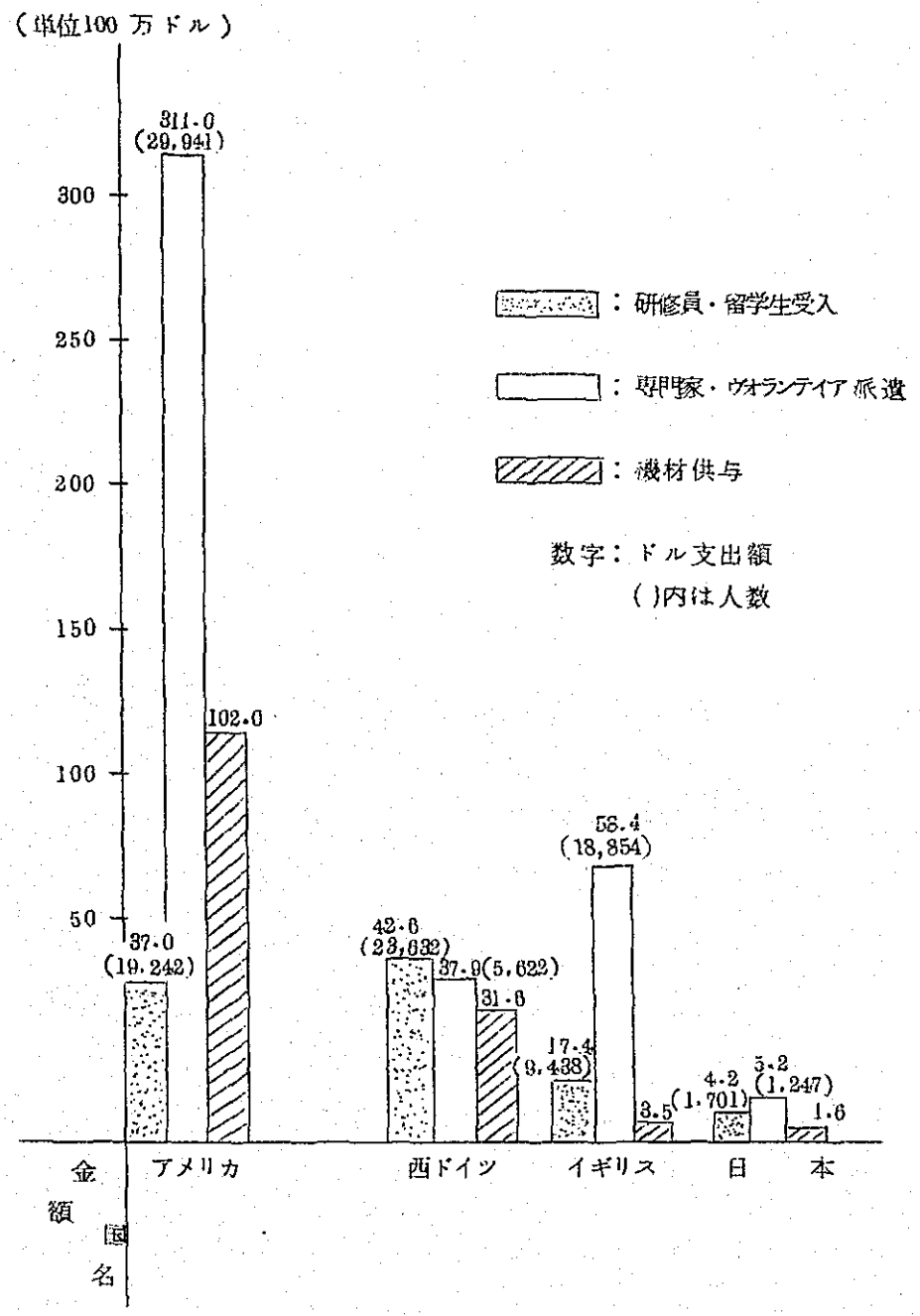

第　2　部

昭和42年度の技術協力の概況

わが国の技術力は，すでに10数年の歴史をもつており，その間にその規模は年々拡大してきた。

昭和29年（1954年），技術協力が開始された当初の予算規模は，3,840万円で，その方式は研修員の受入れ，専門家の派遣事業のみであつたが，海外技術協力事業団が発足した昭和37年には，政府全体の予算規模は約20億円となり，オI表に示すとおりに昭和43年度は，約72億円と当初の予算に比較して6年間に3・6倍の規模に拡大された。

オI表　　昭和37年以降の技術協力規模の推移　（単位百万円）

省＼年度	昭和37	38	39	40	41	42	43
外務省	1,359	1534	1,746	2,077	3,168	4,731	5,773
通産省	400	471	601	703	757	828	898
その他	202	239	373	388	482	531	619
計	1,961	2,244	2,720	3,168	4,407	6,690	7,290
対前年比増加率%	65	14	21	16	39	38	20

このうち事業団関係予算は，昭和37年度の165億円から43年度には69億円となつており，この43年度の規模は対前年比29%の伸びであつた。

オII表　　昭和37年以降の海外技術協力事業団予算推移　（単位百万円）

年度	37	38	39	40	41	42	43
金額	1,654	1,893	2,322	2,404	3,471	5,335	6,821

このように海外技術協力事業団は政府ベース技術協力の大部分の依託を受けて事業を実施しており，予算規模のみならず，その内容においても当初の研修員受入れ，および専門家の派遣に加えて技術協力センターを海外に設置する事業，開発計画に対する投資前の基礎的な調査，機材の供与等に多元化され，さらに昭和４０年度からは技術をもつた日本青年による奉仕的協力を主眼とする日本青年海外協力隊の派遣が開始された。昭和４１年度には新たに医療プロジェクトに対し専門家と機材を組合せた大規模な協力事業が開始されると共に文部省が主管して，理科教員と教材を組合せた形の理科教育海外協力事業が始まり，さらに加えて昭和４２年度からは調査団，専門家の派遣，機材供与等を組合せて，大規模で一貫した開発途上国の農業援助を目ざした，農業開発協力事業および一次産品の輸出力を向上させる開発技術協力という従来にない全く新しい方式の事業が実施されている。

４２年度はまた，帰国研修員，赴任専門家のフォローアップ等が強化された。

他方，賠償等に伴う技術協力事業や国連諸機関に対する技術協力としておこなう研修員の受入れ，派遣専門家の推せん，機材調達の斡旋などの業務，さらに通商産業省が主管する開発調査および研修員の受入，文部省の行なう留学生の一部受入れ等も技術協力事業としてあげられるが，その殆んどの業務が海外技術協力事業団により実施されている。

これ等の諸業務の実施にあたつて，事業団は，対外的には監督官庁である外務省を通じ，開発途上諸国政府や国際機関の技術協力機関と連絡を持ち，また，国内的には政府機関，民間関係機関の広範に亘る協力を得ている。

また，４２年度にはカンボジアに駐在員設置が認められ，これで事業団の海外駐在員は，タイ，インドに次いで３人目を派遣駐在せしめることになつた。

また，この外に，事業団は技術協力に関連する企画，調査，広報等の諸業務も実施している。

つぎに各事業別に最近の概況を述べることとする。

1. 研修員受入事業

わが国の政府ベースによる研修員受入事業は，昭和41年度末までに8,418名を受入れ，さらに昭和42年度は（昭和43年3月31日現在）コロンボ計画等に基づいて受入れた1,072名を加え総数は9,492名に達した。これはその後43年に入つて1万名を突破した。地域別にみると，アジア地域が8,036名と全体の84.6％を占め，なかでもタイ，フイリッピン，インドネシア，インド，中華民国，韓国からの受入数が多い。その他では中近東・アフリカ地域855名（9％）中南米地域539名（5.7％）その他62名（0.7％）となつている。

研修分野は，非常に広範囲にわたつているが，農水産分野が最も多く，3,057名と全体の約33％を占め，以下鉱工業1,547名，行政分野では967名，郵政，電気通信分野が792名，運輸分野696名，建設関係分野624名の順になつている。

研修方式別にみると昭和42年度においては，集団57コースに561名，個別研修員は511名（賠償を除くと399名）にのぼつている。

つぎに研修宿泊施設としては，既に東京に中央研修センター，名古屋に国際研修会館，茨城県内原に国際農業研修会館，神奈川県三浦市に国際水産研修会館があるが，これらのセンターに加えて，昭和42年3月，関西地区での研修施設として，大阪国際研修センターが完成し，今後の関西地区での研修に多大の貢献が期待されている。

なお，現在，中央研修センターも，来日研修員の増加に備え，拡張中である。

帰国した研修員に対するアフター・ケアは研修効果を高めるための重要事業として，昭和４０年度から帰国研修員の実態調査，英文雑誌の送付，技術文献の提供，機材供与，同窓会の結成等の各種の事業を進めているが，現在までに日本で研修をした帰国研集員の集まりである同窓会が，マレイシア，タイ，フイリピンの３カ国に正式に結成され，わが国との友好関係の強化に役立つている。

2. 専門家派遣事業

専門家派遣事業についてみると，昭和４２年度中に現地で活躍した専門家は４４２名で，そのうち３１３名（理科教育海外協力事業を含む）が同年度新規に派遣されたものである。これにより当事業が開始された昭和３０年からの派遣総数は，センター要員，開発調査関係の専門家を除いて1,407 名に達している。地域別にみるとアジア地域に1,061 名（７５.４％），中近東・アフリカ地域に２２０名，中南米地域に１２３名となつている。

なかでも，タイ（２２３名），パキスタン（１２０名），カンボジア（（１１７名），セイロン（９６名）に多くの専門家が派遣されている。

業種別にみると研修員受入と同様に，農水産分野（４４９名）が最も多く，以下厚生２５６名，建設１２８名，郵政関係１２４名，軽工業，運輸等の順になつている。

また，昭和４１年度より理科教育協力の名称のもとに，文部省との協力体制における新事業が発足し，開発途上国における物理，化学の教育普及を目的として，すでにビルマ，インドネシア，マレイシア，パキスタン，フイリピン，タイ，イラン，ケニア，の各国に９名の専門家が派遣されている。

さらに４２年度は地域協力の活潑化にともない，ＥＣＡＦＥ，ＥＣＡ，東南アジア漁業センター等国際機関に関する専門家の派遣が目立つた。一方専

門家派遣事業の効果を高めるために，派遣中及び帰国中の専門家に対するフォローアップ，帰国専門家の地域別，業種別懇談会等をきめ細かく実施した。諸外国の要請にともなう派遣専門家の増加とその業種の多様化に応えるため，広く人材を集めることを目的として採用した専門家登録制度も順調に発展している。

3. 機材供与事業

この事業は「人と物」との結びつきによる効果的な技術協力を行なう目的をもつて，昭和３９年度から５千万円の予算をもつて開始された。昭和４２年度も，この趣旨にそつて派遣専門家，帰国研修員および日本青年海外協力隊員等のフォローアップを主体として，ビルマに同時通訳装置，シンガポールへのラジオ・テレビ技術指導用機材，タイへの語学研修用機材，東パキスタンへの農機具，イランへの漁業研究用機材，ケニアへの漁具，漁網，エルサルバドルへの機械・自動車用工具等１１カ国に対し計１１件の供与が行なわれ多大の効果をあげている。とくにビルマに供与された同時通訳装置は第１８回コロンボプラン協議委員会会議に活用され，国際的にも高く評価された。

この機材供与事業は各先進国とも，かなり大規模に実施しており，わが国でも今後この形態の援助を飛躍的に拡大することが必要である。

4. 海外技術協力センター事業

４２年度はメキシコ電気通信技術訓練センターおよび韓国工業技術訓練センターの設置協定が調印され，開所準備に入つた。さらにウガンダ小規模工業センターについても設置準備を進めた。

また，５年３カ月にわたつて協力してきたインド，水産加工センターが，

6月にインド側に引継がれたほか，インド模範農場（第1次）も協力期間を満了し，その運営の責任が相手国に引きつがれた。

しかしこのセンターの4ケ所の農場のうち2ケ所についてはインド側の希望により農業普及センターとして改組し，わが国が今後も協力を続ける予定である。

この結果，現在までに開設されたセンターは26センターの多きに及び，その対象地域もアジアを中心として，中近東・アフリカから中南米に広く亘つた。そしてその派遣要員も延197名の多きに至つている。

一方，さきの東南アジア農業開発会議で設置が決定された東南アジア漁業開発センターは，その後具体化されシンガポールに調査部局が，タイに訓練部局がおかれることとなつたが，わが国はこれに対し，訓練船・調査船及び機材の供与や専門家の派遣等も含めて，全面的な協力をおこなつており，昭42年度にはその第一歩としてタイの訓練部局の設置準備のため，2名の専門家を派遣した。さらに43年度に入つて訓練船・調査船の建造もわが国において開始されている。

5. 開発調査事業

開発調査事業のため海外に赴いた専門家は昭和32年度以降現在まで1,106名（昭和37年事業団設立以降，124チーム，953名）にのぼつている。昭和42年度における開発調査事業は21チームが調査に派遣され，アジア地域に対してはラオス鉱物資源開発計画調査，東南アジア域内電気通信網整備計画調査等17チーム，計152名の専門家を派遣し中近東・アフリカ地域に対してはコンゴ（キンシャサ）民主共和国鉄道舟航改良計画調査，海外中小規模工業経済協力調査の2チーム，計16名を派遣し中南米地域に対してはパラグアイ農村電化計画調査，ヴエネズエラ鉱物資源開発計画調査の2

チーム，計１２名の専門家を派遣した。

業種別にみるととくに開発途上国の中小企業の開発振興とその関連においてわが国の中小企業の海外進出を目指して，海外中小企業の調査が東南アジア及び中近東・アフリカに対しおこなわれたのが目立つた。また地域協力の一環としては，メコン河開発調査，アジアハイウエー計画調査などに加えて，東南アジア域内電気通信網整備計画調査も実施された。

メコン河開発調査については，前年度に引続いて本流サンボール開発計画に関して，農業調査を中心に現地調査を実施した。

アジアハイウエー計画については，メコン河をはさみ，タイとラオスをつなぐ架橋計画がメコン委員会のもとに調査を行なつた。

6　日本青年海外協力隊事業

昭和４２年度は約3.9億円の予算で実行されたが，これは前年比110.1％増であり，派遣隊員数は１７１名で初年度の４８名，次年度の１０３名に比すと比躍的に増加している。派遣国はカンボヂア，インド，ラオス，マレイシア，フイリピン，ケニア，モロツコ等である。４２年度にはまた初年度に派遣した隊員の帰国を迎えたが，帰国隊員は国内の各職場等に入つて２年間の尊い経験を活かして活躍している。

7.　医療協力事業

昭和４２年度には，約7億3千万円の予算が特別に計上され医療技術協力は拡大実施されることとなつた。

４２年度の主な医療協力活動としては，チヨーライ，サイゴン両病院への協力を主とするヴイエトナムへの医療協力，「日・カ経済協力協定」に基づくカンボヂア医療センターに対する専門家派遣等による協力，タイ・ヴイル

スセンターへの協力，タイ東北部への医療団の派遣，集団研修コースの実施等があげられる。その他今後の協力の可能性を調査するため，タイ・ガンセンター設立，ビルマ・ウイルスセンター設立の可能性の調査を行なつた。

その他，最近のわが国の医薬水準の高さが次第に各国に周知されるにつれ，医療機械の要請と専門家の派遣要望が強まつている。

8. 農業開発協力事業

わが国では，従来から行なつてきた農業技術協力に加え，昭和42年度から新たに「農業開発協力事業」を実施することとなつた。これは，かんがい排水等の土地基盤の整備と試験研究，技術指導等，農業技術の改善を中軸として適地においてモデル的に実施しようとする農業開発プロジエクトに対し，当該プロジエクトの調査，計画，実施設計，営農体系の組立てとその普及指導，必要な資金の斡旋等について総合的に，かつ，一貫して協力する「農業開発のためのプロジエクト協力」であつてそこには少ない資金と資源を特定地区に集中して，これを開発の拠点とするいわゆる拠点開発方式という基本的姿勢があり，これを行うことにより相手国の農業生産の増大と農民所得の向上に寄与しようとするものである。

昭和42年度の農業開発協力事業の予算は4億8,000万円であり，インドネシア，マレイシア，フイリピン，ラオス，カンボヂアの東南アジア諸国の農業開発プロジエクトに対して，調査，実施設計および技術指導等の協力が開始されている。

9. 開発技術協力（一次産品開発）事業

この事業は，開発途上国に対する経済協力の一環として，輸出停滞になやむ一次産品の貿易拡大に資するため，一次産品の品質，品種，コスト等の面

でわが国の需要に適合するよう開発し，輸入促進をはかるための技術協力を実施することを目的として昭和４２年度から新設されたものである。これら諸国の一次産品買付増大による貿易バランス改善要求は年をおつて，強まり，輸入自由化の現況において，これが対策に苦慮しているところである。

とくに東南アジア地域のわが国の貿易額に占める地位は大きなものであり，しかもその大部分の国においてはわが国の出超である。したがつてわが国にとつても，この事業を押し進めることは大きな意義がある。

この事業は一次産品開発のための総合的な技術協力であるが，同時に，開発金融その他開発輸入事業の仕組とも密接な関連があるので，これらを効果的に進めるような体制を併せ考えなければならない仕事である。

その事業内容は，対象国の実情に即した協力を行なうため，現地に基地を設け，基地要員として農業，流通経済等の専門家を長期間派遣し，併せて展示，試作用の肥料，農機具等を供与して，とうもろこし，ソルガム，油料種子等さしあたり，わが国産品と競合のおそれがなく，かつ今後さらに，需要の拡大する可能性のある一次産品について栽培技術，施肥等の技術協力を実施するとともに，肥料生産物の流通機構改善等についての助言，さらに対象一次産品の輸入に関する斡旋ならびに開発資材の購入およびそれに必要な資金の貸付けの斡旋等の業務を行なうものである。

昭和４２年度は事業規模9,200万円で，タンザニア，カンボヂア，インドネシア，タイ等のとうもろこしを中心とした一次産品を対象にして調査が行なわれ，インドネシアでは基地設定の準備を進めている。

10. 賠償その他の事業

賠償による技術協力は，フイリピンについて昭和４２年度１２名の研修員受入れが行なわれた。

インドネシアからの賠償による受入れは４２年度末をもつて大使館へ移管したが留学生受入れの委託事業は引きつづきおこなわれ，４２年度は６７名を受入れた。

昭和４０年６月調印された大韓民国と日本国との間における「財産および請求権に関する問題の解決ならびに経済協力に関する協定」に基づく研修員訓練計画の委託事業に関し，当事業団は昭和４２年度には第一年度計画として，韓国より漁業研修員３０名の受入れを実施した。

国連諸機関に対する協力事業の内容としては，国連が派遣する専門家の推せん業務および国連技術協力に関連する機材を，わが国で調達する際の斡旋業務があり，昭和４２年度に於ける協力実績としては２名の専門家が国連に採用された。